

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 税務書類の提出方法

行政手続きコストの削減や感染症の拡大防止への対応として、行政手続きのデジタル化が進められています。税務関連書類についても、負担軽減や対面手続きの省略が図られています。

税務書類の提出方法

税務署へ提出する必要がある申告書、申請書、届出書、調書等税務書類の提出方法は、e-tax を使い、オンライン上で申告する方法と納税地の税務署に直接提出または郵送する方法があります。

		税目など	e-tax(電子申告)	直接提出・郵送
法人	資本金等の額が1億円超	法人税 消費税 地方税(税目に応じて) 各種税目の届出・申請等	義務化(注) 義務化(注) 義務化(注) ○	- - ○ ○
	資本金等の額が1億円以下	法人税 消費税 地方税 各種税目の届出・申請等	○	○
個人		所得税 消費税 相続税・贈与税 各種税目の届出・申請等	○	○

(注) 電子申告の義務化は、確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書の提出が対象になり、申告書に添付すべきものとされている書類も含まれます。

税務関係書類の押印取扱いについて

税制改正大綱では、提出者等の押印が必要とされていた税務関係書類のうち、次に掲げる本人証明が厳格に求められる書類を除き、原則として押印が不要となります。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

※地方税関係書類についても、原則、押印が不要とされます。

※2021年4月1日以降に提出する税務関係書類について適用されます。

お見逃しなく！

・2021年3月31日以前に提出する場合も、今回の改正で押印が不要とされた税務関連書類については、運用上、押印がなくとも改めて修正提出を求められません。

・民間の契約押印の慣行についても、見直しの取り組みが進められています。

「押印に関するQ&A」 https://www.meti.go.jp/covid-19/ouin_qa.html

・税務代理権限証書への署名押印については、今回の改正による影響を受けるのか明らかになっていません(税理士法第33条)。